

横浜市調達公告第110号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

平成15年6月13日

契約事務受任者

横浜市助役 清水 利 光

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

北部第二下水処理場汚泥焼却5号炉設備工事

(2) 工事場所

鶴見区末広町1丁目6番地の1

(3) 工事概要

処理能力200t/日・WBTの汚泥焼却炉設備の製造及び設置を行う。

ア 当該工事概要

(ア) 循環型流動焼却炉(200t/日・WBT) 1基

(イ) 集塵装置 2基

(ウ) 空気予熱器 一式

(エ) 灰ホッパ 2基

(オ) 廃熱ボイラ 1基

(カ) 煙突 1基

イ 全体予定工事概要

(ア) 循環型流動焼却炉(200t/日・WBT) 1基

(イ) 集塵設備 一式

(ウ) 定量供給ホッパ 一式

(エ) 灰ホッパ 2基

(オ) 廃熱回収設備 一式

(カ) 各種ファン類 一式

(キ) 煙突 1基

(ク) 乾燥機 一式

(ケ) クレーン設備 一式

(コ) 補機設備 一式

(4) 工種

機械器具設置

(5) 完成期限

平成17年3月15日

(6) 予定価格

1,010,250,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした単独企業で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 横浜市の一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「機械器具設置」に登録を認められている者であること。

(3) 平成15年6月27日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市工事請負に関する一般競争参加停止及び指名停止等

措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成5年4月1日から当該工事の入札参加資格確認申請書類の提出までの間に完成した工事で、汚泥ケーキ100t/日・WBT以上の処理能力を有する流動焼却炉設備工事の元請としての施工実績を有し、かつ、同設備は1年以上の稼働実績を有すること（特定建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が10分の2以上のものに限る。）。

(5) 機械器具設置に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。

3 入札参加の手続

当該工事の入札に参加しようとする者（前項第2号に定める登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書による。

(2) 提出部課

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第一課工事第三係（関内中央ビル2階）

電話 045(671)2244

(3) 提出期限

平成15年6月27日午後5時まで

(4) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市財政局契約部契約第一課工事第一係（関内中央ビル2階）

電話 045(671)2246

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該工事に係る入札に参加することができない。

(1) 第2項の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所

当該工事に係る入札説明書等は、第3項第2号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成15年6月13日から平成15年7月10日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）の間に第3項第2号に掲げる部課において無償で交付する。

(2) 設計図書の交付期間及び交付方法

前号の期間内に第3項第2号に掲げる部課において交付の申込みを行った者に対し、入札説明書に定める日時及び場所において有償（500円）で交付する。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所等

平成15年7月25日午前9時15分（受付開始午前9時）

横浜市財政局契約部入札室

ただし、郵送による入札については、平成15年7月24日午後5時までに第3項第4号の部課に必着のこと。

(2) 入札参加者は、当該工事に係る工事費内訳書を持参しなければならない。また、郵送による入札の場合については、当該工事に係る工事費内訳書を入札書とあわせて送付しなければならない。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

(3) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

(4) 横浜市工事請負等競争入札参加者心得に定める事項に違反した入札

(5) 当該工事に係る工事費内訳書を持参しない者（郵送による入札については、当該工事に係る工事費内訳書を郵送しない者）が行った入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれ

があると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約の相手方が、横浜市契約規則第36条第3項に定める契約保証金に代わる担保を提供したときは、契約保証金の納付に代えることができる。また、保険会社との間に横浜市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は公共工事履行保証証券による保証を付したときは、契約保証金を免除する。

11 契約金の支払方法

(1) 前払金

各年度出来高予定額の10分の4以内の額を支払う。

(2) 契約金は、別に定める契約期間中の各会計年度の支払限度額等の範囲内で出来高に応じて支払う。

(3) 契約金の部分払いの回数は、1回以内とする。

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
有

(4) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract: Equipment
Construction of the No.4 Sludge Incinerator for Hokubu
Wastewater Treatment Plant

(2) Date of tender: 9:15 a.m., 25 July, 2003

(3) Contact point for the notice: First Contract Division,
Finance Bureau, City of Yokohama,
1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017
TEL 045(671)2244

平成15年調達公告版第17号

【正誤】

平成15年調達公告版第16号7ページ左欄上から27行目「No.4」は「No.5」の誤り。